

身体障害者手帳（聴覚障害）の申請をされる皆さまへ

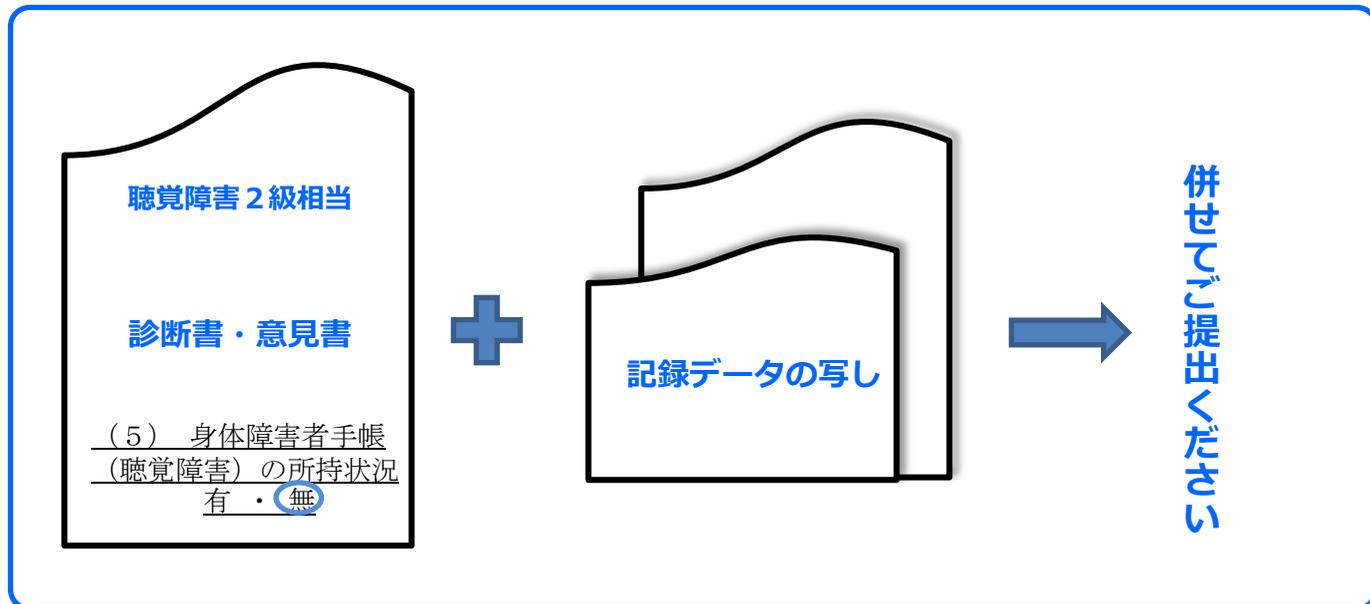
平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断を受ける場合には、A B R（聴性脳幹反応）などの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査[※]を受けていただくこととなります。

※「遅延側音検査」「ロンバルテスト」「ステンゲルテスト」など

- ▶ 実施した検査方法と検査所見の記載のある診断書・意見書に記録データのコピーを添付しご提出ください。



ご不明な点、詳細については、下記担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

和歌山市 障害者支援課 給付班
電話番号 073-435-1060
FAX番号 073-431-2840